

立川市医療事故対策審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 28 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

所掌事項の変更による。

立川市医療事故対策審議会条例の一部を改正する条例

立川市医療事故対策審議会条例（昭和46年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（所掌事項） 第1条の2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事業に係る事故について調査審議する。 (1) ……略…… (2) ……略……	（所掌事項） 第1条の2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事業に係る事故について調査審議する。 <u>(1) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項及び第6条第1項の規定により実施した予防接種</u> <u>(2) 削除</u> <u>(3)</u> ……略…… <u>(4)</u> ……略……

附 則

- この条例は、令和7年8月1日から施行する。
- この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の立川市医療事故対策審議会条例第1条に規定する審議会に付議されている事故（同条例第1条の2第1号に掲げる予防接種に係るものに限る。）は、立川市予防接種健康被害調査委員会条例（令和7年立川市条例第 号）第1条に規定する委員会に付議されたものとみなす。